② 預託金　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
預託金	121,910,209,124	0	17,686,027,656	104,224,181,468	
計	121,910,209,124	0	17,686,027,656	104,224,181,468	

㈱ 株式会社かんぽ生命保険との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、支払備金等に相当する金額を預託しているものであります。

⑵ 負債の部

① 通常郵便貯金、定額郵便貯金及び定期郵便貯金　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘要
通常郵便貯金	6,016,430,107,969	0	680,966,557,202	5,335,463,550,767	
定額郵便貯金	38,979,887,359,713	0	9,180,068,835,463	29,799,818,524,250	
定期郵便貯金	94,523,406,455	0	94,523,406,455	0	
計	45,090,840,874,137	0	9,955,558,799,120	35,135,282,075,017	

㈱ 増加額及び減少額を純額により「当期増加額」又は「当期減少額」に記載しております。

② 支払備金の明細　（単位：円）

区　分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘　要
支払備金	85,010,353,105	0	22,188,205,029	62,822,148,076	
計	85,010,353,105	0	22,188,205,029	62,822,148,076	

㈱ 計上根拠となった法令及び計上基準につきましては、注記事項の「Ⅰ　重要な会計方針」に記載しております。

11. 区分経理に関する書類

⑴ 各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類

＜各勘定の経理の対象＞

郵便貯金勘定

郵便貯金勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。）の規定、整備法附則第５条第３項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律（平成17年法律第78号）附則第７条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第６条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第６条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法の規定に基づく郵便貯金の業務

イ　株式会社日本政策金融公庫の委託を受けて、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）附則第39条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

ウ　沖縄振興開発金融公庫の委託を受けて、整備法附則第100条第１項に規定する貸付けの申込みの受理及び貸付金の交付に関する業務

エ　整備法附則第20条から第22条までの規定及び整備法附則第23条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律（平成２年法律第72号）の規定による寄附金の処理に関する業務

オ　整備法附則第６条第２項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

カ　上記ア、イ、ウ、エの業務に附帯する業務

簡易生命保険勘定

簡易生命保険勘定は、以下に掲げる業務を経理の対象としております。

ア　整備法附則第16条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による廃止前の簡易生命保険法（昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。）の規定、整備法附則第17条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定に基づく簡易生命保険の業務

イ　整備法附則第18条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第２条の規定による旧簡易生命保険法第88条の規定による地方公共団体に対する貸付けに係る業務及び整備法附則第18条第２項の規定による旧日本郵政公社から承継した地方公共団体に対する貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

ウ　整備法附則第47条の規定による旧日本郵政公社から承継した郵便貯金法等の一部を改正する法律（平成12年法律第98号）第５条の規定による改正前の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第３条第１項第５号及び同条同項第10号に掲げる貸付けに係る債権の保有のための運用に関する業務

エ　上記アの業務に附帯する業務

＜勘定相互間の関係＞

郵便貯金勘定及び簡易生命保険勘定は、各々固有の業務を行っているため、勘定相互間の取引はありません。

⑵ 法人単位財務諸表と各勘定別財務諸表の関係を明らかにする書類

① 貸借対照表　（単位：円）

科　目	郵便貯金勘定	簡易生命保険勘定	調整	法人単位
（資　産　の　部）				
現金及び預金	35,177,373,774,734	524,726,267		35,177,898,501,001
預金	35,177,373,774,734	524,726,267		35,177,898,501,001
預託金	0	104,224,181,468		104,224,181,468
有価証券	5,303,842,593	0		5,303,842,593
国債	5,303,842,593	0		5,303,842,593
貸付金	2,507,427,357,448	13,329,443,928,897		15,836,871,286,345
預金者貸付	57,505,973,413	0		57,505,973,413
保険契約者貸付	0	1,033,613,686,416		1,033,613,686,416
公庫公団等貸付	0	16,560,000,000		16,560,000,000
地方公共団体貸付	2,449,921,384,035	12,279,270,242,481		14,729,191,626,516
その他資産	452,613,905,474	162,466,076,783		615,079,982,257
前払費用	2,169,754	2,336,488		4,506,242
未収収益	412,534,842,170	161,550,814,728		574,085,656,898
その他の資産	40,076,893,550	912,925,567		40,989,819,117